

小国町母子家庭等修学費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

小国町長 仁科 洋一

小国町規則第 1 3 号

小国町母子家庭等修学費給付条例施行規則の一部を改正する規則

小国町母子家庭等修学費給付条例施行規則（昭和 4 8 年小国町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号

		番	号
		年	日
		月	
住 所	小国町大字		
氏 名	殿		
		小国町長	印
修 学 費 給 付 決 定 通 知 書			
小国町母子家庭等修学費給付条例第 3 条の規定に基づき、		に係る修学費を	
下記のとおり給付する。			
記			
1	給付月額	円	
2	給付期間	年	月から
		年	月まで

注意事項

- 母子家庭等でなくなったとき、また、住所や振込口座等に変更があった場合は速やかに

届け出てください。

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小国町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小国町を被告（この場合において当該訴訟において小国町を代表する者は、小国町長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号

番 号
年 月 日

住 所 小国町大字
氏 名

殿

小国町長

印

修学費受給資格認定請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった小国町母子家庭等修学費受給資格認定請求については、次の事由により請求を却下したので通知します。

認定しない事由

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小国町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったこと

を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小国町を被告（この場合において当該訴訟において小国町を代表する者は、小国町長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号

		番	号
		年	日
		月	
住 所	小国町大字		
氏 名	殿		
		小国町長	印
小国町母子家庭等修学費受給資格消滅通知書			
次のとおり小国町母子家庭等修学費の受給資格が消滅したので通知します。			
記			
1	資格消滅年月日	年	月 日
2	対象児童		
3	消滅の理由		

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小国町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起

算して6か月以内に、小国町を被告（この場合において当該訴訟において小国町を代表する者は、小国町長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

		番	号
		年	日
		月	
住 所	小国町大字		
氏 名	殿		
		小国町長	印
小国町母子家庭等修学費給付停止通知書			
小国町母子家庭等修学費現況届の所得審査の結果、次のとおり修学費の給付が停止となりましたので通知します。			
記			
1	支給停止期間	年	月 ～ 年 月
2	停止の理由	受給資格者の 年分所得が、条例で定める所得制限限度額を超過したため	
		控除後の所得額	円
		所得制限限度額	円
		(扶養人数 人)	

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小国町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求

を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小国町を被告（この場合において当該訴訟において小国町を代表する者は、小国町長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号の表中

「

※ 審 査			受 給 権 者	扶 養 義 務 者 ()
	年分所得の合計額		円	円
	控 除	雑損控除額	円	円
		医療費控除額	円	円
		小規模企業共済等掛金控除額	円	円
		障害者控除額 障 人・特障 人	円	円
		老年者・寡婦・寡夫・勤労学生控除額	円	円
		社会保険料等相当額	80,000 円	80,000 円
	控除後の所得額		円	円
	所得制限限度額		円	円
	所得制限基準額		円	円
	老人扶養加算額 (100,000 円)		円	円
	特定扶養加算額 (250,000 円) (22歳～16歳の扶養親族)		円	円
	判 定		支 給 ・ 支給停止	

」

を

「

※ 審 査			受 給 権 者	扶 養 義 務 者 ()
	年分所得の合計額		円	円
	控 除	雑損控除額	円	円
		医療費控除額	円	円
		小規模企業共済等掛金控除額	円	円
		障害者控除額 障 人・特障 人	円	円
		特定親族特別控除額	円	円
		老年者・寡婦・寡夫・勤労学生控除額	円	円
		社会保険料等相当額	円	円
	控除後の所得額		円	円
	所得制限限度額		円	円
	所得制限基準額		円	円

	老人扶養加算額	円	円
	特定扶養加算額 (2 2 歳 ~ 1 6 歳の扶養親族)	円	円
	判 定	支 給	・ 支給停止

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。